

## 議会議案第一号

### 政治倫理の確立のための石川県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する 条例

政治倫理の確立のための石川県議会議員の資産等の公開に関する条例（平成七年石川県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「貯金（普通貯金を除く。）及び郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）」を「及び貯金（普通貯金を除く。）」に、「貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第五号を削り、同項第六号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

### 附 則

1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、第二条第一項の改正規定（同項第四号の改正規定を除く。）は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行の日から施行する。

2 改正後の第二条の規定の適用については、この条例の施行の日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）附則第三条第十号に規定する旧郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。

議会議案第二号

石川県議会議員の報酬の特例に関する条例を廃止する条例

石川県議会議員の報酬の特例に関する条例（平成十四年石川県条例第五十七号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議会議案第3号

「被災者生活再建支援法」の早期改正を求める意見書

能登半島地震の発生以来、輪島市はじめ3市4町の被災自治体は、災害救助法の適用を受けて、被災者の生活再建、救援・復興活動に全力を尽くしている。

石川県では、激甚災害の指定を受けるとともに、国の生活再建支援制度を上乗せする独自の生活再建支援策や、伝統産業「輪島塗」などの助成制度を創設して救援・復興支援策を講じている。

しかしながら、被災地は県内でも最も高齢化と過疎化が進み、一人暮らしの住民が支え合う地域コミュニティーに守られてきた集落が多く散在しており、被災地の本格的な生活再建・営業再建はこれからであり、長期化することが予想されている。

こうした中、現行の「被災者生活再建支援法」では、支給に対する制約が多く、住宅本体の建築が対象にならないこと、「大規模な半壊」は対象になるが「半壊」は対象にならないことなど、実際には活用されにくい制度となっている。

このまま推移すれば、高齢化・過疎化の進行が著しい被災地では、再建に多くの困難が伴い、さらに過疎化が進み、集落機能が崩壊してしまうおそれがある。

よって、国におかれては、被災者個々の「住宅本体」への支援を認めるとともに、所得制限の緩和や支給対象の基準を「半壊」以上とするなど、「被災者生活再建支援法」を早期に改正され、能登半島地震被災者に対して遡及適用されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月28日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
国土交通大臣		
防災担当大臣		
内閣官房長官		

石川県議会

年金問題の早期解決を求める意見書

公的年金は、国民にとって、老後の生活に憂いなく、生涯を安心して暮らすために支えとなる非常に重要な収入である。

ところが、最近になって、社会保険庁の納付記録の管理があまりにもずさんなため、約5千万件にも及ぶ不明年金記録の存在が明らかになった。社会保険庁では、これまでも数々の不祥事が問題になったが、今回の問題によって年金不信は一層高まっている。

この不明年金記録の件数の多さは、これまでの数々の不祥事を鑑みれば、単なる事務処理のミスというよりも、社会保険庁の体質そのものに起因すると言わざるを得ない。

現在、国におかれては、社会保険庁を廃止し新たな組織を設立するための法律案が審議されるなど、社会保険庁の改革に取り組まれているが、これらは、国民には全く責任がなく、国の責任で解決すべき問題である。

年金問題の解決に当たっては、全国の社会保険事務所や市町村に散在している台帳等のデータを徹底的に収集・照合し、全ての納付記録の調査を行うとともに、年金納付記録情報を加入者に明らかにし、納付記録が消滅してしまった方については、加入者側の証言を最大限に尊重して給付対象とする必要がある。

よって、国におかれては、年金問題について、一人の被害者も残すことなく、早期に解決され、国民の信頼回復に最善を尽くされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月28日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官

あて

議会議案第5号

障がい者の参政権の保障に関する意見書

日本の公職選挙法は、障がい者にとって非常に参加しづらく、制約が多いものとなっている。

今日、「高齢社会」になっており、また交通事故などで「障がいがある人」も年々増加している。高齢化社会に伴う老人性難聴者の増加も社会的問題として深刻化している。70歳以上の二人に一人は難聴といわれ、全国で約600万人の難聴者、中途失聴者がいると言われている。

国連の「国際障がい者の10年」の「障がいをもつ人に暮らしやすい社会は全ての人にとって暮らしやすい社会である」との提言にあるように、障がいがある人が「参加しやすい選挙」は、お年寄りや体の不自由な人など全ての国民にとって「参加しやすい選挙」になる。高齢化が進む現在においてこれらの問題点は、解決すべき課題となっている。

よって、国におかれては、参議院比例代表選挙及び衆議院小選挙区選挙以外の選挙の政見放送への手話通訳の導入や字幕スーパー、要約筆記等、障がい者の参政権を保障するための課題について、障がい当事者をはじめあらゆる関係者が参加した障がい者の参政権保障に関わる議論の場を新たに設けられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月28日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官

あて

石川県議会

総合的な少子化対策を求める意見書

我が国の人口は、2007年から減少に転じると予測されていたが、それを上回るスピードで少子化が進行し、すでに2005年には戦後初めて減少に転じた。そして、平成17年度版の「少子化社会白書」では、初めて「超少子化国」との位置づけがなされた。

国・地方自治体では今日まで様々な少子化対策を講じられてきたが、依然として少子化に歯止めがかからないことから、これまでの施策の有効性を検証するとともに、より効果的かつ総合的な対策についての検討が求められている。

また、子育ては、今や、地域や社会全体が取り組むべき課題であり、我が国の将来を担う子どもたちの健やかな成長のために、社会全体での子育て支援のほか、社会構造の改革など、総合的な少子化対策の一層の充実を図るべきである。

そのためには、家庭における子育てへの経済的支援のほか、地域や社会における子育てのための環境整備、子育てと仕事が両立できる社会の構造改革など子育てに対する総合的な支援策を展開するべきであるとともに、そのために多額の財源を確保するという観点からの制度改革が必要である。

よって、国におかれては、今後なお一層進行すると予想される人口減少と少子化を踏まえ、さらなる総合的な少子化対策として下記の施策を積極的に講じられるよう強く要望する。

記

- 1 社会保障給付費の配分の見直し
- 2 多子世帯等に対する税負担軽減などの税制度の見直し
- 3 子どもの医療費助成制度の創設
- 4 抜本的な児童手当の見直し
- 5 出産費用等の負担の軽減
- 6 子育て世帯向けの住宅支援対策の充実
- 7 仕事と家庭が両立できる雇用形態の構築
- 8 放課後児童健全育成事業への支援充実

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月28日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
厚生労働大臣	
内閣官房長官	

議会議案第7号

日豪経済連携協定（E P A）交渉に関する意見書

日豪E P A交渉が開始されたが、豪州は、これまで締結した他国との自由貿易協定（F T A）においては、米国との砂糖を除き、関税撤廃の例外を設けない姿勢を貫いており、また、これまでの我が国との政府間共同研究においても、米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖など重要品目の取扱いには理解するとしたものの、具体的な取扱いは依然不明確なままE P A締結交渉に入っている。

仮に、農畜産物の全面的な関税撤廃を含んだ日豪E P Aを締結することになれば、米国やカナダなどに対しても、同様に関税撤廃を認めざるを得なくなることも想定され、我が国農業は壊滅的な打撃を被る懸念がある。

特に、農業を基幹とする本県にとっては、米をはじめ牛肉や乳製品などの農業はもとより、関連産業も含めた地域経済社会に大きな影響を与えることは必ずである。

よって、国におかれては、我が国の農業及び関連産業の持続的発展と食料の安全保障を確保するため、農林水産物の重要品目が再協議の対象となるよう全力を挙げて交渉するとともに、重要品目の柔軟性について十分な配慮が得られないときは、交渉の継続について中断も含め、厳しい判断でもって臨まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月28日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
外務大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
内閣官房長官

あて

石川県議会

教育予算の拡充を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことである。現在、多くの都道府県で、児童生徒の実態に応じ、きめ細かな対応ができるようにするために、少人数教育が実施されているが、保護者や子どもたちから大変有益であるとされている。

しかし、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体独自に少人数教育を推進することには限界がある。このため、学校施設などを含めて教育条件の地域間格差も広がりつつある。一方、就学援助受給者の増大に現れているように、低所得者層の拡大、固定化が進んでいる。自治体の財政力や保護者の家計の違いによって、セーフティーネットとして子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはならない。

日本の教育予算は、GDP比に占める教育費の割合や教職員費などに見られるように、OECD諸国に比べて脆弱と言わざるを得ない。教育は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、ひとしく良質な教育が受けられる必要がある。

よって、国におかれては、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させるため、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 きめの細かい教育の実現のために、学級規模の縮小を含んだ新たな義務制第8次・高校第7次教職員定数改善計画を実施すること。
  - 2 学校施設整備費、就学援助、奨学金など教育予算充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。
  - 3 教職員に人材を確保するため、教職員給与の財源を確保・充実すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月28日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
内閣官房長官

あて



道路整備促進に関する意見書

道路は、豊かな国民生活や活力ある経済・社会活動を支える基本的な社会資本である。

能登半島を有し、南北に細長い地理的特性を有する本県において、県土の均衡ある発展を図り、県民の安全で快適な生活を可能にするためには、広域交流を促進する幹線道路から日常生活を支える生活道路に至る道路の、より一層の整備促進が不可欠である。

今回の能登半島地震では、道路の崩壊や土砂崩れにより交通が遮断され、孤立集落が発生するなど、県民生活において道路は正に生命線であることを改めて認識させられるとともに、代替道路の整備や耐震性の確保など、災害に強い道路の必要性が一層浮き彫りとなったところである。

特に、震災からの復興を推進し、地域産業の活性化を図り、国民・県民の安全・安心を確保するためには、災害に強い道路ネットワークの構築を進めるとともに、橋梁の耐震補強等の対策を推進する必要がある。

また、国土の均衡ある発展と活力ある地域づくりを一層推進するため、高規格幹線道路や地域高規格道路及び国道・県道から市町道に至る、体系的な道路網の整備や快適な道路環境づくりを推進する必要がある。

よって、国におかれては、地方の活性化や自立に必要な基幹道路の整備や広域的なアクセスの強化など真に必要な道路整備を計画的に進められるとともに、その計画達成に必要な道路の財源を安定的に確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月28日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
国土交通大臣  
内閣官房長官

あて

異常気象による災害対策や地球温暖化対策の  
強化・拡充を求める意見書

本来であれば、数十年に一度というレベルの異常気象がこのところ頻発している。温帯低気圧が台風並みに猛威をふるい、それに伴う洪水や土砂災害、さらには集中豪雨や竜巻の頻発などにより、多くの人命が失われ、家屋や公共施設、農作物にも甚大な被害がもたらされている。また、海岸侵食の進行や夏の猛暑も例年化している。こうした異常気象や猛暑は、地球温暖化による疑いが濃厚であると多くの識者が指摘しているところである。

このような状況下、環境立国をめざす日本は、海岸保全や防災のための施策はもちろん、確実に地球環境を蝕んでいる地球温暖化を防止するための抜本的な施策を講ずるべきである。

よって、国におかれては、以上の観点から下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 集中豪雨による災害に強い堤防や道路等の基盤整備、まちづくりの推進と、海岸侵食対策を積極的に進めること。
- 2 集中豪雨や竜巻等の局地予報体制の充実のために、集中豪雨や竜巻発生の短時間予測が可能なドップラーレーダーを計画中のところ以外にも増やすと同時に、緊急避難が無事できるような体制を確立すること。
- 3 学校施設や事業所等の屋上緑化、壁面緑化（緑のカーテン）のほか、環境に優しいエコスクールの推進、自然エネルギーの活用を組み合わせる教室や図書館等への扇風機やクーラー等の導入を図ることなどを、積極的に進めること。
- 4 森林資源などのバイオマスや太陽光、風力、小水力などの自然エネルギーの積極的な利用を進めるとともに、バイオマスタウンの拡大や関係の法改正等に取り組むこと。
- 5 今国会で成立した「環境配慮契約法」を実効性のあるものとするため、まず国が率先して温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進を積極的に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月28日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
文部科学大臣  
農林水産大臣  
国土交通大臣  
環境大臣  
防災担当大臣  
内閣官房長官

あて

地方税財源の充実強化を求める意見書

昨年の臨時国会で成立した地方分権改革推進法が本年4月から施行され、第二期地方分権改革がスタートした。

地方分権改革が進展し、地方自治体には、厳しい財政状況のもと地域生活に密着した事務を総合的に担う役割が強く求められているところであるが、将来にわたり地域のニーズに応じていくためには、国から地方への権限と税財源の移譲が不可欠である。

しかしながら、これまでの三位一体改革においては、3兆円規模の税源移譲は実現できたものの、国庫補助負担金については、多くが国の強い関与を残したまま単なる補助負担率の引き下げにとどまるばかりか、地方交付税にあっては、5兆円を超える大幅な削減となったところである。

今後、「国・地方間のバランスのとれた財政再建の実現」の名の下に、これ以上の地方歳出の削減と地方交付税の削減が進められるならば、地方財政は危機的な事態に陥り、地方が担っている、医療・福祉・教育など住民に身近な行政サービスの実施に重大な影響を与えることとなる。

地域住民の安全で安心な生活を確保するとともに、将来にわたって地方発展の基盤となる社会資本整備を着実に推進していくためには、地方税財源の充実強化が不可欠である。

よって、国におかれては、真の地方分権の実現に向け、地方税財源の充実強化を図るため、下記事項を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 国と地方の役割分担を明確にし、地方への過剰な関与を見直すとともに、権限とそれに見合う税財源の更なる移譲を進めること。
  - 2 地方の安定的財政運営に支障が生じないよう十分に配慮し、地方固有の財源である地方交付税等の一般財源総額を復元・拡充すること。
  - 3 国が後年度の財源措置を約束した景気対策や政策減税、財源不足対策等のための地方債の元利償還に対する交付税措置を確実に履行すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月28日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
経済財政政策担当大臣  
内閣官房長官

あて

議会議案第12号

都道府県議会制度の充実強化に関する意見書

地方分権改革の進展に伴い、地方議会がその役割を十分に発揮していくためには、二元代表制の下、監視機能や政策形成機能等、議会の諸機能をさらに充実していく必要がある。

このため、全国都道府県議会議長会では、議会機能の充実を図るため、平成17年9月、国に対し、「都道府県議会制度の充実強化に関する緊急要望」を行ったところであり、石川県議会においても平成17年6月に「都道府県議会制度の充実強化に関する意見書」を提出したところである。

しかし、昨年5月の地方自治法の一部改正では、委員会への議案提出権の付与等一定の見直しや、議長への臨時会の招集請求権が付与されたにすぎず、今回の改善は不十分と言わざるを得ない。

地方議会のさらなる活性化を図るためには、地方自治法の議会に係る権限の制約を緩和するとともに、議会と首長との関係の見直しや地方議会の議長、とりわけ活動実態が専門化している都道府県議会議長について、その役割にふさわしい法的位置づけを明確にする等の制度改正が不可欠である。

よって、国におかれては、地方議員が住民から期待される役割を十分に果たすため、早急に法改正を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月28日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
内閣官房長官

あて

石川県議会